



市 章

大津市公報

平 成 24 年 12 月 28 日
号 外 (第 59 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
156	大津市財務規則の一部を改正する規則..... 1
157	大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則..... 1
158	大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
告 示	
255	大津市勤労福祉センターの指定管理者の指定について.....36
256	旧大津公会堂の指定管理者の指定について.....36

規 則

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第156号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則（平成9年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第99条第1号中「非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第148条第1項」を「非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第106条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第157号

大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則

大津市介護老人保健施設事業財務規則（平成8年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第63条第1号中「非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第148条第1項」を「非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第106条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第158号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条中「定める物質」の次に「（以下「水質有害物質」という。）」を加え、同条第15号中「シス - 1、2 - ジクロロエチレン」を「1、2 - ジクロロエチレン」に改め、同条に次の2号を加える。

(27) 塩化ビニルモノマー

(28) 1、4 ジオキサン

第6条中「第2条第7号ア」を「第2条第8号ア」に改める。

第7条中「第2条第7号イ」を「第2条第8号イ」に改める。

第8条の見出しを「(ばい煙発生施設)」に改め、同条中「第2条第9号」を「第2条第11号」に、「別表第2」を「別表第2第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(粉じん発生施設)

第8条の2 条例第2条第12号の規則で定める施設は、別表第2第2項に掲げる施設とする。

第9条中「第2条第10号」を「第2条第14号」に改める。

第10条中「第2条第11号」を「第2条第15号」に改める。

第11条中「第2条第12号」を「第2条第16号」に改める。

第12条中「第2条第14号」を「第2条第18号」に改め、第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とする。

第32条の2第7号中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

第38条第2項及び第44条第2項中「別表第1第84号」を「別表第1第83号」に改める。

第50条の見出しを「(汚水発生施設等設置届出書の提出等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第40条各項の規定による届出は、汚水発生施設等設置届出書(様式第23号)によってしなければならない。

第50条第2項中「第40条第8号」を「第40条第1項第9号」に改め、同条第3項中「第40条」を「第40条各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 条例第40条第2項第8号の規則で定める事項は、特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統とする。

4 条例第40条第3項の規則で定める指定施設は、水質有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

5 条例第40条第3項第6号の規則で定める事項は、有害物質使用汚水発生施設にあっては、その施設において製造され、使用され、又は処理される水質有害物質に係る用水及び排水の系統とし、有害物質貯蔵指定施設にあっては、その施設において貯蔵される水質有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。

第51条中「排水するもの」を「排水し、若しくは特定地下浸透水を浸透させるもの又は一の施設が有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となった際現にその施設を設置している者」に改め、「汚水発生施設使用届出書」を「汚水発生施設等使用届出書」に改める。

第52条の見出しを「(汚水発生施設等変更届出書の提出)」に改め、同条第1項中「第40条」を「第40条各項」に、「汚水発生施設の構造等変更届出書(様式第25号)」を「汚水発生施設等変更届出書(様式第23号)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(水質有害物質を含むものとしての要件)

第52条の2 条例第43条第1項の規則で定める要件は、水質有害物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)に定める方法により特定地下浸透水の水質有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該水質有害物質が検出されることとする。

第53条中「第40条又は」を「第40条各項又は」に、「第40条第1号又は第2号」を「第40条第1項第1号若しくは第2号、同条第2項第1号若しくは第2号又は同条第3項第1号若しくは第2号」に改め、「(様式第26号)を、汚水発生施設」の次に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、「汚水発生施設使用廃止届出書」を「汚水発生施設等使用廃止届出書」に改める。

第54条中「第40条」を「第40条各項」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(有害物質使用汚水発生施設等に係る構造基準等)

第54条の2 条例第47条の3の規則で定める基準は、次条から第54条の7までに定めるとおりとする。

(施設本体の床面及び周囲の構造等)

第54条の3 有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体(第54条の6に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。)が設置される床面及び周囲は、水質有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの水質有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

次のいずれにも適合すること。

ア 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、水質有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。

前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

2 有害物質使用汚水発生施設のうち、別表第1第81号に掲げる施設であって、水質有害物質を使用する部屋全体が有害物質使用汚水発生施設であるものに対する前項の規定の適用については、当該有害物質使用汚水発生施設のうち、現に水質有害物質を取り扱う特定の場所を施設本体とみなして、同項の規定を適用する。

(配管等の構造等)

第54条の4 有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備(水質有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。)は、水質有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)を防止し、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

配管等を地上に設置する場合は、次のア又はイのいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) 水質有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 水質有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

イ 水質有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) トレンチの中に設置されていること。

(イ) (ア)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、水質有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(ア) 水質有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 水質有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ウ ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(排水溝等の構造等)

第54条の5 有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備(水質有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。)は、水質有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

次のいずれにも適合すること。

ア 水質有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

イ 水質有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 排水溝等の表面は、水質有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(地下貯蔵施設の構造等)

第54条の6 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの(以下「地下貯蔵施設」という。)は、水質有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

次のいずれにも適合すること。

ア タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の水質有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

イ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ウ 地下貯蔵施設の内部の水質有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の水質有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(使用の方法)

第54条の7 有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

水質有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の水質有害物質を含む水を扱う作業は、水質有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

水質有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

水質有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした水質有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

前各号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

第58条及び第59条を次のように改める。

第58条及び第59条 削除

第60条第1項中「ばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させる者」を「ばい煙等発生施設を設置しようとする者」に改める。

第100条第1号中「(以下「規格」という。)」を削り、「財団法人日本適合性認定協会」を「公益財団法人日本適合性認定協会」に改め、同条第3号ア中「及び別表第11に規定する物質」を「に規定する物質及び水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第3条の4に規定する油」に改める。

第101条第2項に次の1号を加える。

その他市長が必要と認める事項

第104条第1項中「条例第113条に規定する汚水発生施設等」を「汚水発生施設、ばい煙等発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設」に、「同条」を「条例第113条第1項」に、「汚水発生施設等の」を「施設の」に改め、同項第1号を次のように改める。

汚水発生施設 次に掲げる方法によること。

ア 排出水の汚染状態の測定は、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第23号別紙第5により届け出たものについては1年に1回以上(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、3年に1回以上)、その他のものについては必要に応じて行うこと。

イ アの測定は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)及び日本工業規格K0102の62に定める方法により行うこと。

ウ 排出水の量の測定は、工場等の排水口において日本工業規格K0094の8に定める方法により1年に1回以上行うこと。ただし、排水口において測定することが困難な場合は、使用する水量から測定することができる。

エ 特定地下浸透水の汚染状態の測定は、水質有害物質のうち様式第23号別紙9により届け出たものについては1年に1回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

オ エの測定は、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法に定める方法により行うこと。

カ 測定のための試料は、測定しようとする排水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

第104条第2項を次のように改める。

2 条例第113条第1項の規定による結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

水質に係るものにあつては水質測定記録表(様式第50号)により、大気に係るものにあつてはばい煙量等測定記録表(様式第50号の2)により記録すること。ただし、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者からこれらの測定記録表に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合(同法第107条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。)又は水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第9条第8号の水質測定記録表若しくは大気汚濁防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第15条第2項第1号のばい煙量等測定記録表の記録をした場合にあつては、当該記載すべき事項又は当該記録に係る事項についてこれらの測定記録表への記載を省略することができる。

前号の測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は前号ただし書に定める証明書(計量法第107条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。)とともに3年間保存すること。

第104条の次に次の2条を加える。

(有害物質使用汚水発生施設等の点検事項及び回数)

第104条の2 条例第113条第2項の規定による有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第15の左欄に掲げる有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に

掲げる回数で行うものとする。ただし、第54条の3第2号、第54条の4第2号ウ、第54条の5第2号、第54条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

2 条例第113条第2項の規定による使用の方法に関する点検は、第54条の7第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う水質有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、1年に1回以上点検を行うものとする。

3 条例第113条第2項の規定による点検により、有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは水質有害物質を含む水の漏えい等(以下「異常等」という。)が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(有害物質使用汚水発生施設等の点検結果の記録及び保存)

第104条の3 条例第113条第2項の規定による結果の記録は、次に掲げる事項を記録して行わなければならない。

点検を行った有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設

点検年月日

点検の方法及び結果

点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 前項の結果の記録は、点検の日から3年間保存しなければならない。

3 条例第113条第2項の規定による点検によらず、有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めるものとする。

異常等が確認された有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設

異常等を確認した年月日

異常等の内容

異常等を確認した者の氏名

補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

第105条を次のように改める。

(工場等事故届出書)

第105条 特定事業場の設置者、指定施設を設置している工場等の設置者又はばい煙発生施設を設置している者は、条例第114条第1項から第3項までの規定による届出をするとき、工場等事故届出書(様式第51号)を提出しなければならない。

第105条の次に次の1条を加える。

(地下水の水質浄化に係る措置命令等)

第105条の2 条例第114条の2第1項又は第2項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる水質有害物質を含む水の地下への浸透があった特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設の設置者又は設置者であった者及び当該浸透があったことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 条例第114条の2第1項の必要な限度は、地下水に含まれる水質有害物質の量について別表第16の左欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値(以下「地下水浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「測定点」という。)において当該地下水に含まれる水質有害物質の量が地下水浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第2項の命令を2以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が地下水浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場における水質有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる水質有害物質の量の削減目標(以下この条において「削減目標」という。)を達成することとする。

人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合(次号から第4号までに掲げるものを除く。) 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての

基準（水質有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

3 条例第114条の2第1項の相当の期限は、第1項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であった者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。

4 第1項に規定する命令は、同項に規定する地下水の範囲、達成すべき地下水浄化基準（同項の命令を2以上の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合にあっては、削減目標）、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行うものとする。

別表第1第38号の次に次の1号を加える。

38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1、4 ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）

別表第1第64号の2中「（昭和32年法律第177号）」を削り、同表第66号の7を同表第66号の8とし、同表第66号の6を同表第66号の7とし、同表第66号の5中「第66号の7」を「第66号の8」に改め、同号を同表第66号の6とし、同表第66号の4を同表第66号の5とし、同表第66号の3中「第5条の2」を「第6条」に改め、同号を同表第66号の4とし、同表第66号の2を同表第66号の3とし、同表第66号の次に次の1号を加える。

66の2 エチレンオキサイド又は1、4 ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）

別表第1第71号の4イ中「第14条第4項ただし書」を「第14条第6項ただし書」に、「第14条の4第4項ただし書き」を「第14条の4第6項ただし書」に改め、同表第75号中「及び第63号のホ」を「第63号のホ及び第63号の3」に改め、同表第80号イ中「及び第49号」を「第49号及び第66号の2」に改め、同号ハ中「並びに第37号のり及びヨ」を「第37号のり及びヨ並びに第38号の2」に改め、同表第83号を削り、同表第84号を同表第83号とする。

別表第3第18号中「クーリングタワーを有せず、」及び「又は送風機」を削り、同表第19号を削り、同表第20号を同表第19号とし、同表第21号を同表第20号とする。

別表第4第2号中「圧縮機（）」の次に「熱交換機能を有するものを除き、」を加える。

別表第6第1項第1号中「有害物質」を「水質有害物質」に改め、同号の表中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に、

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位：1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計に関して1リットルにつきミリグラム)
100

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位：1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計に関して1リットルにつきミリグラム)	1、4 - ジオキサン
100	0.5

に改め、

別表第6第1項第2号中「有害物質」を「水質有害物質」に改め、同号の表備考第9項ただし書を削り、別表第6第1項第3号中「有害物質」を「水質有害物質」に改め、同号の表備考第8項ただし書を削り、別表第6第2項中「汚水に係る有害物質」を「水質有害物質」に、「当該有害物質を取り扱う工程からの排水に係る濃度基準」を「別表第6の1の に掲げる排水基準」に改め、同項備考を削る。

別表第11を次のように改める。

別表第11 削除

別表第14の次に次の2表を加える。

別表第15（第104条の2関係）

有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
--	---------	-------

1 施設本体が設置される床面及び周囲(第54条の3ただし書に規定する場合を除く。)	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	防液提等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
2 施設本体が設置される床面及び周囲(第54条の3ただし書に規定する場合に限る。)	床の下への水質有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
3 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	施設本体からの水質有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
4 配管等(地上に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	配管等からの水質有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
5 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	配管等からの水質有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
6 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。)	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法(昭和23年法律第186号)第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの水質有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における水質有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の水質有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、水質有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(水質有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上行う場合にあっては、3年)に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

<p>7 排水溝等</p>	<p>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無</p>	<p>1 年(排水溝等からの水質有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の適切な配置、排水溝等における水質有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の水質有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、水質有害物質を含む水の地下への浸透の点検を 1 月(水質有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3 月)に 1 回以上行う場合にあっては、3 年)に 1 回以上</p>
<p>8 地下貯蔵施設</p>	<p>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1 年(危険物の規制に関する政令第 13 条第 1 項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第 2 項に規定する二重殻タンクであって消防法第 11 条第 5 項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの水質有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における水質有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の水質有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、水質有害物質を含む水の漏えい等の点検を 1 月(水質有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3 月)に 1 回以上行う場合にあっては、3 年)に 1 回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</p>

別表第 16 (第 105 条の 2 関係)

水質有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.01 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。)	検出されないこと。

鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
1、2 - ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム
1、1 - ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
1、2 - ジクロロエチレン	1リットルにつきシス - 1、2 - ジクロロエチレン及びトランス - 1、2 - ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
1、1、1 - トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
1、1、2 - トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム
1、3 - ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム
1、4 - ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム

様式第13号別紙2(裏)及び様式第17号別紙2(裏)中「最短水平距離」の次に「(m)」を加える。
様式第23号を次のように改める。

様式第23号 (第50条、第51条、第52条関係)

(表)

汚水発生施設等設置 (使用、変更) 届出書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

届出者 住所

氏名 印

(電話番号)

(法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

大津市生活環境の保全と増進に関する条例第40条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 (第41条又は第42条) の規定により、
汚水発生施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		(電話番号)	受理年月日 年 月 日
条例 第 40 条 第 1 項 関 係	汚水発生施設の種類	施設番号	
	有害物質使用汚水発生施設の該当の有無	有 無	審査結果
	汚水発生施設の構造	別紙 1 のとおり	備考
	汚水発生施設の設備 (有害物質使用汚水発生施設の場合に限る。)	別紙 2 のとおり	
	汚水発生施設の使用の方法	別紙 3 のとおり	
	汚水等の処理の方法	別紙 4 のとおり	
	排水の汚染状態及び量	別紙 5 のとおり	
	排水に係る用水及び排水の系統	別紙 6 のとおり	
条例 第 40 条 第 2 項 関 係	有害物質使用汚水発生施設の種類		
	有害物質使用汚水発生施設の構造	別紙 7 のとおり	
	有害物質使用汚水発生施設の使用の方法	別紙 8 のとおり	
	汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり	
	特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり	
	特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり	

(裏)

条 例 第 40 条 第 3 項 関 係	有害物質使用汚水発生施設又は有害物質 貯蔵指定施設の別	有害物質使用汚水発生施設 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用汚水発生施設又は有害物 質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり		
	有害物質使用汚水発生施設又は有害物 質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり		
	有害物質使用汚水発生施設又は有害物 質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり		
	施設において製造され、使用され、若 しくは処理される水質有害物質に係る用 水及び排水の系統又は施設において貯蔵 される水質有害物質に係る搬入及び搬出 の系統	別紙15のとおり		

備考

- 1 汚水発生施設の種類の欄及び有害物質使用汚水発生施設の種類の欄には、規則別表第 1 に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 有害物質使用汚水発生施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用汚水発生施設に該当しない場合には、別紙 2 を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 印の欄には、記載しないこと。
- 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(別紙 1)

汚水発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
汚水発生施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考

- 1 配置の欄には、当該汚水発生施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該汚水発生施設が有害物質使用汚水発生施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

(別紙2)

汚水発生施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
汚水発生施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考

- 1 有害物質使用汚水発生施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該汚水発生施設の設備の配置を記載すること。

(別紙 3)

汚水発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
汚水発生施設番号及び名称					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1 日 当 た り の 使 用 時 間					
使 用 の 季 節 的 変 動					
原材料 (消耗資材を含む。) の 種 類 、 使 用 方 法 及 び 1 日 当 た り の 使 用 量					
汚水又は廃液の汚染状態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 又 は 廃 液 の 量 (m ³ / 日)		通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					

備考 汚水又は廃液の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(別紙4)

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水又は廃液の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水又は廃液の量 (m ³ /日)									
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

備考

- 1 汚水又は廃液の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

(別紙 5)

排水に係る排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水の汚染状態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
排 出 水 の 量 (m ³ / 日)		通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(別紙 6)

排水に係る用水及び排水の系統

	用途別用水量及び排水量 (日当たり)		
	用 途	用水量 (m ³ / 日)	排水量 (m ³ / 日)
用水及び排水の系統	1 ボ イ ラ ー 用		
	2 原 料 用		
	3 製品処理及び洗浄用		
	4 冷 却 用		
	5 空 調 用		
	6 そ の 他 (飲料用、雑用)		
	合 計		
用水の種類	種 類	用水量 (m ³ / 日)	
	河 川 水		
	工 業 用 水		
	上 水 道		
	地 下 水		
	(循 環 水)		
	計		

(別紙 7)

有害物質使用汚水発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
汚水発生施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用汚水発生施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

(別紙 8)

有害物質使用汚水発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
汚水発生施設番号及び名称					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1 日 当 た り の 使 用 時 間					
使 用 の 季 節 的 変 動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水又は 廃液の 汚染状態	種 類	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 又 は 廃 液 の 量 (m ³ / 日)		通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					

備考 汚水又は廃液の汚染状態の欄には、水質有害物質による汚染状態について記載すること。

(別紙 9)

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水又は廃液の汚染状態	種類	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水又は廃液の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)									
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
その他参考となるべき事項									

備考 汚水又は廃液の汚染状態の欄には、水質有害物質による汚染状態について記載すること。

(別紙10)

特定地下浸透水の浸透の方法

浸透施設の位置									
浸透施設の数									
浸透水	工場又は事業場における施設番号								
	量(m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
その他の参考とすべき事項									

(別紙 12)

有害物質使用汚水発生施設 (有害物質貯蔵指定施設) の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

(別紙 13)

有害物質使用汚水発生施設 (有害物質貯蔵指定施設) の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

(別紙 14)

有害物質使用汚水発生施設 (有害物質貯蔵指定施設) の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 置 場 所		
操 業 の 系 統		
使 用 時 間 間 隔		
1 日 当 た り の 使 用 時 間		
使 用 の 季 節 的 変 動		
原材料 (消耗資材を含む。) の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量 (有害物質使用汚水発生施設の場合に限る。)		
貯蔵する水質有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び 1 日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への水質有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

(別紙 15)

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

施設において製造され、使用され、若しくは処理される水質有害物質に係る用水及び排水の系統 (有害物質使用汚水発生施設の場合に限る。) 又は貯蔵される水質有害物質に係る搬入及び搬出の系統 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)

用途別用水量	用途	使用水	用水量 (m ³ / 日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。

様式第24号中「第40条」を「第40条第1項から第3項まで」に、

「

汚水発生施設の設置（汚水発生施設の構造等の変更）ばい煙発生施設の設置（ばい煙発生施設の使用、ばい煙発生施設の構造の変更、ばい煙発生施設の使用の方法の変更、ばい煙の処理の方法の変更）

を

」

「

汚水発生施設の設置（汚水発生施設の構造等の変更）
有害物質使用汚水発生施設の設置（有害物質使用汚水発生施設の構造等の変更）
有害物質貯蔵指定施設の設置（有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更）
ばい煙発生施設の設置（ばい煙発生施設の使用、ばい煙発生施設の構造等の変更）

に改め、「届出に係る汚水発生施設（」

」

の次に「有害物質使用汚水発生施設、有害物質貯蔵指定施設、」を加える。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号 削除

様式第27号中「あて先」を「宛先」に、「汚水発生施設使用廃止届出書」を「汚水発生施設等使用廃止届出書」に、「汚水発生施設の使用」を「汚水発生施設等の使用」に、「汚水発生施設の設置場所」を「汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所」に改め、同様式備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同様式備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 大津市生活環境の保全と増進に関する条例第40条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、汚水発生施設の種類の欄には記載しないこと。

様式第28号中「あて先」を「宛先」に、「汚水発生施設に係る」を「汚水発生施設等に係る」に、「汚水発生施設の設置場所」を「汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所」に改め、同様式備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同様式備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 大津市生活環境の保全と増進に関する条例第40条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、汚水発生施設の種類の欄には記載しないこと。

様式第29号を次のように改める。

様式第29号 (第57条関係)

取水量記録表 (年 月 ~ 年 月分)

取 水 量		
取 水 機 の 名 称 又 は 番 号		
取 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (cm ²)	cm ²	cm ²
さ く 井 年 月 日	年 月 日	年 月 日
深 度 (地 表 面 下 m)	m	m
ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地 表 面 下 m)	mから mまで mから mまで mから mまで	mから mまで mから mまで mから mまで
取 水 源		
測 定 年 月 日		
取 水 量 (1 日 当 た り)		

様式第31号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式別紙 2 中

集じん機	集じん機の種類・型式
	集じん機効率 (%)
	送風機の原動機出力 (kw)

を

処理施設	処理施設の種類・型式
	処理効率 (%)
	送風機の原動機出力 (kw)

に改め、同様式別紙 3 中「処理装置」を「処理施設」に改め、同様

式別紙 4 中

コンベアがその中に設置されている建築物の概要	
集じん機	集じん機の種類・型式
	集じん機効率 (%)
	送風機の原動機出力 (kw)

を

粉じん発生施設がその中に設置されている建築物の概要	
処理施設	処理施設の種類・型式
	処理効率 (%)
	送風機の原動機出力 (kw)

に改め

る。

様式第38号及び様式第39号中「あて先」を「宛先」に、「第63条のただし書」を「第63条第1項ただし書」に改める。

様式第49号中「あて先」を「宛先」に改め、「様式第50号」の次に「及び様式第50号の2」を加える。

様式第50号を次のように改める。

水質測定記録表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	天候及び 気 温 ()	水温()	測定場所		汚水発生施設の 稼働状況	採水者 (分析者)	水質測定項目					備 考
			名 称	排水量 (m ³ /日)								

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

様式第50号の次に次の1様式を加える。

ばい煙量等測定記録表

測定年月日 及び時刻	天候及び 気 温 ()	測 定 場 所		ばい煙発生施設 及び処理施設の 稼働状況	採 取 者 (分析者)	大 気 測 定 項 目					
		名 称	排出ガス量 (N m ³ /h)								

様式第51号中「あて先」を「宛先」に、「工場等事故報告書」を「工場等事故届出書」に、「第114条第2項」を「第114条第1項(第2項又は第3項)」に、「報告します」を「届け出ます」に改め、同様式備考第2項中「第114条第3項」を「第114条第4項」に改める。

様式第52号(裏)中

「第126条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

第116条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に設置されている有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設(設置の工事がされているものを含む。)のうちこの規則による改正後の大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第54条の2から第54の7までに規定する基準に適合しない部分がある場合には、当該施設のうち当該基準に適合しない部分については、新規則第54条の2から第54条の7までの規定は、附則第3項に定める基準に適合する場合を除き、平成27年12月31日までは適用しない。

3 新規則第54条の3に規定する施設本体(同条第2項の規定により施設本体とみなされるものを含み、この規則の施行の際現に存するものに限る。)が設置されている床面及び周囲のうち同条に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

次のいずれにも適合すること。

ア 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第54条の3第1号アの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第54条の3に規定する基準に適合すること。

イ 施設本体からの水質有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。

施設本体が、水質有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第54条の3第1号アの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第54条の3に規定する基準に適合すること。

4 前項の場合において、大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例(平成24年条例第45号)による改正後の大津市生活環境の保全と増進に関する条例(以下「新条例」という。)第113条第2項の規定による点検は、新規則別表第15の1の項から3の項までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
1 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	新規則第54条の3第1項第1号イに規定する防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
2 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	施設本体からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。

5 有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この規則の施行の際現に存す

るものに限る。)のうち新規則第54条の4に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

配管等を地上に設置する場合は、水質有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。

配管等を地下に設置する場合は、水質有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。

ア トレンチの中に設置されていること。

イ 配管等からの水質有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における水質有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の水質有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

ウ ア又はイと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

6 前項の場合において、新条例第113条第2項の規定による点検は、新規則別表第15の4の項から6の項までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号ウに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
1 配管等(地上に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	配管等からの水質有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
2 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	配管等からの水質有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
3 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。)	配管等からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月(水質有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上

7 有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等(この規則の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第54条の5に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

排水溝等からの水質有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における水質有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の水質有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。

前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

8 前項の場合において、新条例第113条第2項の規定による点検は、新規則別表第15の7の項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	排水溝等からの水質有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月(水質有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上

9 地下貯蔵施設（この規則の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第54条の6に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。

次のいずれにも適合すること。

ア 新規則第54条の6第1号ウに適合すること。

イ 地下貯蔵施設からの水質有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における水質有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の水質有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

次のいずれにも適合すること。

ア 新規則第54条の6第1号ウに適合すること。

イ 水質有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。

前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

10 前項の場合において、新条例第113条第2項の規定による点検は、新規則別表第15の8の項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第3号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
1 地下貯蔵施設（2の項に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月（水質有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上
2 地下貯蔵施設（前項第2号に適合するもの及び同項第3号に適合するもの（第2号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

11 附則第3項から前項までの規定は、この規則の施行の日以後に新条例第41条の規定による届出がされた有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設について準用する。

12 附則第2項に規定する施設のうち新規則第54条の3から第54条の6までの基準並びに附則第3項、第5項、第7項及び第9項の基準に適合しないものに係る新条例第113条第2項の規定による有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の点検については、この規則の施行の日から平成27年12月31日までの間は、新規則別表第15の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質使用汚水発生施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
1 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1月に1回以上
2 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上
	配管等からの水質有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
3 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあって

		は、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
4 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無	1月に1回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの水質有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの水質有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
5 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの水質有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

- 13 附則第2項に規定する施設のうち、新規則第54条の7第2号に定める管理要領が定められていないものに限る新条例第113条第2項の規定による使用の方法に係る点検については、この規則の施行の日から平成27年12月31日までの間は、新規則第104条の2第2項中「第54条の7第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用汚水発生施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。
- 14 新条例附則第3項の規定による届出は、新規則様式第23号の例による届出書を提出して行うものとする。
- 15 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 16 附則別表の左欄に掲げる水質有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（新条例第114条に規定する特定事業場をいう。）からの排水の汚染状態についての新条例第29条第1号に規定する排水基準については、この規則の施行の日から平成27年12月31日まで（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、平成26年12月31日まで）の間は、新規則第33条及び別表第6の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 17 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。
- 18 前2項に規定する排水基準は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 19 1、4 - ジオキサンについての新規則第33条又は附則第16項に規定する排水基準に関する条例第47条第1項の規定は、この規則の施行の際現に次に掲げる汚水発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、平成25年6月30日までの間は、適用しない。
 新規則別表第1第18号の4、第22号の2、第50号の2、第51号の4、第60号の2、第63号、第63号の4、第70号の3及び第83号に掲げる施設
 新規則別表第1第62号に掲げる施設のうち、非鉄金属製造業の用に供するトの施設

附則別表（附則第16項関係）

水質有害物質の種類	業 種	許容限度
1、4 - ジオキサン （単位 1リットルにつきミリグラム）	感光性樹脂製造業	200
	エチレンオキサイド製造業	10

	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテレフタレート製造業	2
	下水道業 (感光性樹脂製造業に属する特定事業場 (下水道法 (昭和33年法律第79号) 第12条の2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。備考第 2 項において「下水道法上の特定事業場」という。) から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	25

備考

- 1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、新規別表第 6 又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 中欄の下水道業において「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が0.5を超えることをいう。

$$\frac{C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- 〔 Ci 下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の 1、4 - ジオキサンによる汚染状態の通常値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
- 〔 Qi 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量 (単位 1 日につき立方メートル)
- 〔 Q 当該下水道から排出される排水の通常量 (単位 1 日につき立方メートル)

告 示

大津市告示第255号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市勤労福祉センター条例 (昭和60年条例第 2 号) 第10条第 4 項の規定により告示する。

平成24年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市勤労福祉センター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市打出浜 1 番 6 号 財団法人大津市勤労者互助会
- 3 指定管理者の指定の期間 平成25年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

大津市告示第256号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市旧大津公会堂条例 (平成21年条例第33号) 第 9 条第 4 項の規定により告示する。

平成24年12月28日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 旧大津公会堂
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市打出浜13番45号 レークサイドビル 6 階 株式会社まちづくり大津
- 3 指定管理者の指定の期間 平成25年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで